

事務連絡  
平成 29 年 11 月 30 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部局 御中

厚生労働省医政局総務課

特定継続的役務提供への一定の美容医療契約の追加について

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 174 号。以下「施行令」という。）及び特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成 29 年内閣府令・経済産業省令第 1 号。以下「施行規則」という。）が本年 12 月 1 日から施行されます。

この改正を受けて、特定商取引に関する法律を所管する消費者庁において、各都道府県の消費者行政担当部局に対して、別添「特定継続的役務提供への一定の美容医療契約の追加について（依頼）」（平成 29 年 11 月 29 日消取引第 428 号消費者庁取引対策課長通知）のとおり、施行令及び施行規則の内容並びに各都道府県の衛生主管部局との連携について周知されているところです。

つきましては、貴部局においても、消費者行政担当部局と十分連携の上対応して頂くとともに、管内の医療機関に対して、周知をお願いします。

（本件担当）

厚生労働省医政局総務課

TEL : 03-3595-2189

FAX : 03-3501-2048